


(Ver. 1.0)

工事関係書類 簡素化の手引き (農政部版)



 鹿児島県

農政部 工事監査

令和6年7月

1. 目的

2. 簡素化の原則

3. 簡素化のポイント

4. 簡素化の内容

建設業においては、若手入職者の減少、建設技能者の高齢化の進行などにより将来の担い手不足が懸念されています。

また、労働基準法改正による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から適用されたことにより、更なる事務の軽減を図ることが喫緊の課題となっています。

これを踏まえ、これまで行ってきた工事書類の統一化に加え、「工事関係書類簡素化の手引き」(農政部版)として取りまとめ、工事関係書類をスリム化(簡素化)することで、受発注者がやりとりを行う書類について、お互い理解しながら、工事関係書類の作成作業の縮減に向けて意識付けを行うものです。

2. 簡素化の原則

(1) 発注者は、施工管理基準や特別仕様書等で求めている書類の

① 提出・提示は求めない!

(2) 受注者は、施工管理基準や特別仕様書等で求めている書類の

① 作成・提出しない!

※社内用で必要とされる工事書類作成や創意工夫を妨げるものではありません。

3. 簡素化のポイント

Point① 工事関係書類一覧表を確認しよう。

Point② 工事書類簡素化の原則を確認しよう。

Point③ 情報共有システム(ASP)を活用しよう。

Point④ 電子納品(レベル2以上)で実施しよう。

Point① 工事関係書類一覧表を確認

契約後すぐに受発注者間で、「工事関係書類一覧表【鹿児島県農政部版】」により提出が必要な書類を確認しよう。

ホーム > 社会基盤 > 公共事業 > 農業農村整備 > 施工管理,検査基準及び仕様書 > 農業土木工事共通仕様書

農業土木工事共通仕様書

県のホームページで最新版を確認しよう。

社会基盤 > 公共事業 > 農業農村整備 > 施工管理,検査基準及び仕様書 > 農業土木工事共通仕様書

令和5年11月版

令和5年11月1日以降に適用する農業土木工事共通仕様書

- 令和5年11月1日以降決裁分から適用
- 令和5年10月31日まで決裁分は「令和5年6月26日以降に適用する農業土木工事共通仕様書」を適用
- 「第3編その他」を新設し、鹿児島県独自の仕様を第3編に再編しました。

主な改正内容

PDF: 鹿児島県農業土木工事共通仕様書の主な改正内容(令和5年11月)(PDF: 389KB)

全体版

PDF: 00-00 農業土木工事共通仕様書(令和5年11月)全体版(PDF: 1,455KB)

新旧対照表, 工事関係書類

PDF: 00-01 農業土木工事共通仕様書(令和5年11月)新旧対照表(PDF: 520KB)

PDF: 00-02 工事関係書類一覧表【鹿児島県農政部版】(令和5年11月)(PDF: 772KB)

Excel: 00-03 工事関係書類一覧表【鹿児島県農政部版】(令和5年11月)(EXCEL: 611KB)

表紙, 目次

PDF: 01-00 農業土木工事共通仕様書(令和5年11月)表紙, 目次(PDF: 251KB)

工事関係書類一覧表【鹿児島県農政部版】

作付(採)種別	No.	書類名称	書類形式の範囲	備考	提出の可否				備考
					提出	提出	提出	提出	
農林業	1	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			
	2	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			
	3	図解代理人等委託書(図解)申請書	図解用紙1枚		○	○			
	4	工事関係書類	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	5	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	6	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	7	図解代理人等委託書(図解)申請書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	8	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	9	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	10	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
建設業	11	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	12	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	13	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	14	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	15	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	16	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	17	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	18	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	19	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。
	20	図解代理人等委託書	図解用紙1枚		○	○			図解用紙は、申請書の添付書類として提出される。

Point② 工事書類簡素化の原則を確認

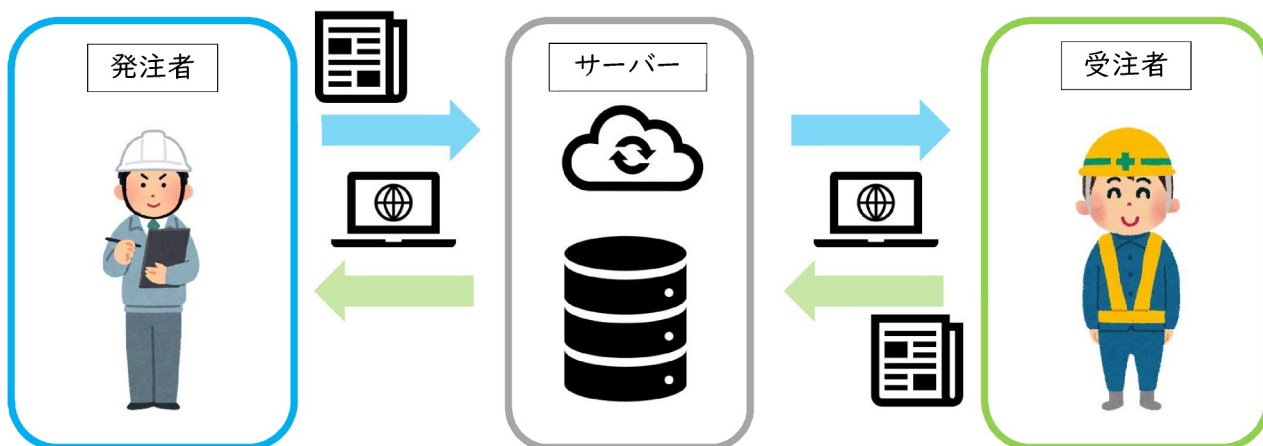
契約後すぐに受発注者間で、「簡素化の原則」を確認し、不要な書類の「提出は求めない」「作成・提出しない」を徹底しよう。



Point③ 情報共有システム(ASP方式)を活用

情報共有システム(ASP方式)を活用し、業務効率化を図ろう。

※工事設計金額10,000千円以上の工事が対象。
受注者の希望により活用可。



書類整理の
手間が削減



印刷
不要



移動時間が
削減

Point④ 電子納品（レベル2以上）を実施

金額にかかわらず、電子納品（レベル2以上）とし、業務効率化を図ろう。

※設計金額10,000千円以上は、原則として電子納品レベル2以上の納品

【電子納品レベル毎の成果品】

【最終成果提出時・検査時（二重化運用基準（案））】

【電子納品レベル毎の成果品】		【最終成果提出時・検査時（二重化運用基準（案））】	
項目	工事	項目	工事
レベル1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・工事写真を国の電子納品要領・基準等に沿って整理し、最終成果を作成する。 ・関係書類を電子化し納品するかは任意 	必須	<ul style="list-style-type: none"> 着工前・完成写真 中間検査写真 完成検査写真 品質・出来形管理総括表
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・工事写真、書類及び図面を国の電子納品要領・基準等に沿って整理し最終成果を作成する。 ・書類及び図面はガイドラインに沿った作成を行う。 	協議のうえ提出	<ul style="list-style-type: none"> 品質・出来形管理資料 重要な部分の写真 (重要な工種の着工前完成または完成) 重要な管理書類 (工事を代表する管理書類)
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインの例外規定を除き国の要領・基準等に完全準拠 		

情報共有システム（ASP）により提出した書類は、紙での提出（納品）不要